

「横浜マイボトルスポット」事業実施要領

制定 令和2年7月21日

1 目的

「横浜マイボトルスポット」は、ペットボトルやプラスチック製・紙製カップ等の使い捨てとなるプラスチック等のごみを削減するため、マイボトル等を持参した市民等に対し飲み物を販売し、又は無料で提供する店舗、事業所、施設等を「横浜マイボトルスポット」として登録するとともに、その取組を広く紹介することで、使い捨てとなるプラスチック等のごみの削減に向けたPRを図ることを目的とする。

2 事務局

「横浜マイボトルスポット」の事務局は横浜市資源循環局政策調整部3R推進課（以下「3R推進課」という。）に置く。

3 登録の対象となる事業者

「横浜マイボトルスポット」の登録の対象となる事業者は、有償無償を問わず、マイボトル等を持参した市民等に対して飲料を提供する横浜市内の店舗、事業所、施設等とする。

4 登録の要件

次に示す取組項目を、1つ以上実践する店舗、事業所、施設等を「横浜マイボトルスポット」として登録する。

- (1) 持参したマイボトル等に有償で水、お湯、お茶、コーヒー等を提供
- (2) 持参したマイボトル等に無償で水、お湯、お茶、コーヒー等を提供
- (3) 持参したマイボトル等に自由に水、お湯、お茶、コーヒー等を給水できる給水機等の設備を設置

5 取組内容

- (1) 「横浜マイボトルスポット」に登録した事業者（以下「登録事業者」という。）は4で登録した取組を積極的に実践し、使い捨てとなるプラスチック等のごみの発生抑制に努める。
- (2) 登録事業者は、この取組について積極的にPRし周知を図る。
- (3) 登録事業者は、3R推進課で実施する取組に関する各調査へ協力する。

6 申込み及び登録

- (1) 「横浜マイボトルスポット」に登録を希望する店舗、事業所、施設等の代表者（以下「申込者」という。）は、横浜市電子申請・届出サービスで次の項目を入力し、3R推進課へ提出する。
 - ア 名称
 - イ 所在地
 - ウ 担当者名、担当者連絡先（電話番号、メールアドレス）
 - エ ホームページアドレス（任意）
 - オ PRツール（ステッカー）の希望の有無、有の場合の必要数
 - カ 提供メニューの種類、有償・無償の別
 - キ マイボトル特典の有無、有の場合の内容
 - ク マイボトルを利用する際の注意事項（任意）
 - ケ 備考（任意）
- (2) 3R推進課は、申込者から提出された(1)の内容を確認し、「横浜マイボトルスポット」に登録するとともに、申込者の希望に応じてステッカーを交付する。
- (3) 「横浜マイボトルスポット」に登録を希望する店舗、事業所、施設等が、チェーン店・フランチャイズ店や公共施設の場合は、3R推進課が当該チェーン店・フランチャイズ店のとりまとめ部署や公共施設の所管部署と調整の上、(1)に定める手続きを省略し、別途一括で登録することができる。

7 登録事業者のWEBサイトへの掲載

- (1) 3R推進課は、登録事業者の次の事項について、WEBサイト「横浜マイボトルスポット」に掲載する。
 - ア 名称
 - イ 所在地
 - ウ ホームページアドレス（6の(1)で記載がある場合）
 - エ 提供メニューの種類、有償・無償の別
 - オ マイボトル特典の有無、有の場合の内容
 - カ マイボトルを利用する際の注意事項（6の(1)で記載がある場合）
- (2) 登録事業者は6の(1)の申込みをした時点でWEBサイト「横浜マイボトルスポット」への掲載を承諾したものとする。

8 登録情報の提供

- (1) 3R推進課が、給水スポットアプリやこれに類する取組を運営する他の事業者から「横浜マイボトルスポット」の登録事業者のデータの提供を求められたとき

は、3 R 推進課が当該給水スポットアプリ等を運営する事業者の取組の目的等を確認したうえでデータの提供を認めた場合、登録事業者に個別の承認を得ず、当該事業者にデータの提供を行うことができる。

- (2) (1) でデータの提供を行う場合とは、提供するデータを「横浜マイボトルスポット」と同様に、使い捨てとなるプラスチック等のごみの削減を推進する目的で活用する場合のみとする。
- (3) (1) で提供するデータは、以下のとおりとする。
 - ア 名称
 - イ 所在地
 - ウ 提供メニューの種類、有償・無償の別
 - エ マイボトル特典の有無、有の場合の内容
 - オ マイボトルを利用する際の注意事項（6の(1)で記載がある場合）
- (4) (1) で提供したデータが、(2)で定める目的以外で活用されていることがわかった場合は、3 R 推進課は、すみやかに当該給水スポットアプリ等を運営する事業者からデータの削除を求めることとする。
- (5) 本要領の施行以前から登録している事業者に対しては、(1)の定めに関わらず、データの提供について、個別に承認を得るものとする。

9 登録の中止

- (1) 登録事業者は、4に定める要件に合致しなくなった場合や、店舗、事業所、施設等を廃止する場合など、「横浜マイボトルスポット」への登録を継続できなくなったときは、3 R 推進課へ登録の中止を申し出るとともに、ステッカーの掲示を取りやめることとする。
- (2) 3 R 推進課は、(1)の申し出を受けた後、すみやかにWEBサイト「横浜マイボトルスポット」から登録内容を削除する。

10 登録内容の変更

- (1) 登録事業者は、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、すみやかに3 R 推進課へ申し出る。
- (2) 3 R 推進課は、おおむね年1回、登録内容の変更の有無について登録事業者に確認し、必要に応じWEBサイト「横浜マイボトルスポット」の登録情報を変更する。

11 登録の抹消

- (1) 3 R 推進課は、登録事業者が4に定める要件を満たさない場合や、信用を失墜する行為を行うなど登録事業者として適当でないと判断した場合は、登録を抹消

することができる。

- (2) 登録を抹消された登録事業者は、すみやかにステッカーの掲示を取りやめることとする。

12 特記事項

- (1) 本要領施行以前に登録していた事業者については、特段の手続きなく引続き登録を継続する。
- (2) 本要領に定めのない事項については、別途協議する。

附則

この要領は、令和2年7月21日から施行する。